

令和4年1月27日（令和4(2022)年度第16号）



全国保育士会委員ニュース

本ニュースは、全国保育士会委員、顧問、監事、都道府県・指定都市保育士会事務局に送付しています。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育士会事務局

〒100-8980
千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-6503
FAX 03-3581-6509
Mail hoikushikai@shakyo.or.jp
<https://www.z-hoikushikai.com>

<ニュースの内容>

- 要望書「エッセンシャルワーカーとしての福祉従事者への支援等にかかる要望」を提出（全社協・社会福祉施設協議会連絡会）

◆ 要望書「エッセンシャルワーカーとしての福祉従事者への支援等にかかる要望」を提出 （全社協・社会福祉施設協議会連絡会）

令和4年1月25日、全国保育士会および全国保育協議会も構成団体である全社協・社会福祉施設協議会連絡会は、オミクロン株による感染拡大を受け、福祉サービス提供体制の確保に向けて、全国保育士会および全国保育協議会ほか全13団体の連名による要望書を厚生労働大臣に提出しました。

感染力の強いオミクロン株により、保育所、認定こども園等（以下、保育所等）でも感染が拡大し、厚生労働省が公表しているデータによると、全面休園となる保育所等は、全国で327か所となっています（1月20日時点）。

オミクロン株の拡大を受けて政府としてさまざまな対策がとられるなか、本要望書では、濃厚接触者の待機期間について、保育士等の福祉従事者も医療従事者と同等の取り扱いとしていただきたいこと、また、保育所・保育士等も、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」にエッセンシャルワーカーとして明確化し、優先的なワクチンの追加接種等を要望しました。

緊急要望(2項目)

1. 子ども・子育て、高齢者、障害者等の支援継続のため、医療従事者と同等に福祉従事者の待機期間中の勤務を認め、PCR検査等の実施を支援してください

2. 高齢者、障害者等の支援者とともに、保育士等のすべての福祉従事者をエッセンシャルワーカーとして明確化してください

同日（1月25日）変更された政府の「基本的対処方針」においては、下記のとおり記載が変更されました。

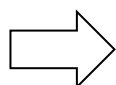
「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」

別添「事業の継続が求められる事業者」

4. 社会の安定の維持

（1月19日変更版）

⑦ 育児サービス（託児所等）



（1月25日変更版）

⑦ 育児サービス（保育所等の児童福祉施設、放課後児童クラブ等）

今後とも、安全・安心な保育の実現、子どもたちの育ちの保障に向け、すべての保育所等での適切な新型コロナ対策と保育の継続を実施することができるよう、各都道府県・指定都市保育組織においても、本要望内容等をご活用いただきながら、関係機関等への要望活動をよろしくお願いいたします。

要望内容の詳細については別添「緊急要望書」を、政府の「基本的対処方針」については下記ホームページをご確認ください。

首相官邸ホームページ

・新型コロナウイルス感染症対策本部

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html